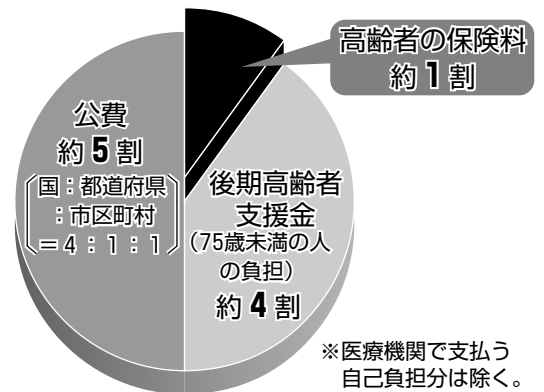


後期高齢者医療制度の保険料率など 改定のお知らせ

後期高齢者医療制度でかかる医療費（診療を受けたときの自己負担額は除く。）は、国・県・市町村が負担する公費で約5割、75歳未満の方が負担する後期高齢者支援金で約4割をまかない、残った1割分を後期高齢者医療制度の被保険者が納める保険料で負担しています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としています。期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

後期高齢者医療制度の財源



□保険料賦課限度額の改定

50万円 ⇨ 55万円

□平成24年度・25年度の保険料率

22年度・23年度の保険料率		24年度・25年度の保険料率	
均等割額	41,844円	均等割額	43,510円
所得割率	7.85%	所得割率	8.55%

□保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者のそれぞれの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

$$\text{一人当たりの保険料 (100円未満切り捨て。限度額55万円)} = \text{均等割額 (43,510円)} + \text{所得割額 [総所得金額等 - 基礎控除額 (33万円)] \times 8.55\%}$$

□保険料の軽減について

平成23年度と同じで、所得の低い世帯の方や、これまで職場の健康保険などの被扶養者であったため自分で保険料を納めていなかった方への保険料軽減措置があります。

○所得の低い世帯の方への均等割額の軽減（収入状況や世帯の構成によって、基準が異なります。）

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等
9割軽減 (39,159円軽減)	所得合計金額が33万円以下で、被保険者全員の年金収入が80万円以下の世帯（その他の所得なし）
8.5割軽減 (36,984円軽減)	所得合計金額が33万円以下で、9割軽減に該当しない世帯
5割軽減 (21,755円軽減)	所得合計金額が33万円を超え、33万円 + (24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下の世帯
2割軽減 (8,702円軽減)	所得合計金額が33万円を超え、33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下の世帯

※ 65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定

○所得の低い世帯の方への所得割の軽減

本人の所得金額から33万円を引いた額が58万円以下（公的年金収入で211万円以下）の方は、所得割額が5割軽減されます。

○職場の健康保険などの被扶養者だった方への軽減

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額が課せられません。